平成２５年（フ）第１３４４号
福岡市東区西戸崎５丁目６番５号
債務者　安川　啓子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３５４号
福岡市博多区奈良屋町６番34―601号
債務者　小澤　貢一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７０号
福岡市東区和白１丁目３番26―202号
債務者　木室万里夫
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７１号
福岡市東区和白１丁目３番26―202号
債務者　木室　早苗
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７６号
福岡県春日市小倉２丁目19番地小倉荘５号
債務者　矢野　正和
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９３号
福岡市南区那の川１丁目９番９―205号
債務者　杉本　慎治
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９８号
福岡市東区箱崎１丁目28番２号
債務者　有本　　舞
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１０号
福岡市中央区六本松２丁目９番16号
債務者　川原　節子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１３号
福岡市中央区梅光園２丁目11番５―207号
債務者　江川　晃代
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２０号
福岡県糸島市美咲が丘４丁目10番９号
債務者　小柳アルミこと　小柳　重信
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３０号
福岡市中央区大手門２丁目２番７―601号
債務者　立石奈留美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３６号
福岡市早良区荒江３丁目32番23―403号
債務者　吉富　康博
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８３号
福岡市東区香椎浜１丁目２番２―206号
債務者　柴田　　唯（旧姓河上）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８９号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目13番１号
債務者　和田　一弘
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９０号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目13番１号
債務者　和田　真紀
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４１号
福岡市東区筥松４丁目８番22―1003号
債務者　小武海　務
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５０号
福岡市城南区南片江６丁目24番14―102号
債務者　七熊　和俊
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５６号
福岡市中央区薬院３丁目12番18―902号
債務者　伊藤美枝子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部